

自己負担上限額管理票について

【受診する方へ】

指定医療機関(病院、診療所、訪問看護事業者、薬局等)において、診療を受ける場合、被保険者証・組合員証に添えて、この管理票と特定医療費(指定難病)受給者証を必ず窓口にご提示ください。

【指定医療機関の方へ】

自己負担額は2割(後期高齢者及び前期高齢者で、1割負担者は、1割)です。

この管理票の提出があったときは、受給者から自己負担額を徴収するとともに、医療費総額、徴収した自己負担額、当月中の医療費総額の累計、及び自己負担額の累計を管理票にご記入ください。

※次項の記載例のように、徴収額等をご記入ください。

受給者から、当該月の自己負担額の累積額が自己負担上限額に達した旨の記載のある管理票の提出を受けたときは、当該月において自己負担額を徴収する必要はありません。

自己負担上限額に達した時は、その時の指定医療機関が医療機関名、日付、担当者名を記入してください。

特定医療費(指定難病)受給者証の記載内容をもとに、
両面の記入欄と各月の『月額自己負担上限額』の欄を
記載してください。

軽症高額該当・高額かつ長期について

【受診する方へ】

毎年の更新申請の際に、治療の結果軽症となり重症度基準を満たさず、更新とならない場合があります。しかし、更新申請時点から12月をさかのぼり、医療費総額が33,330円を超える月が3月以上ある場合は、「軽症高額該当」となり、重症度基準を満たさなくても、認定となる場合があります。

また、自己負担上限額の軽減措置として、過去12月をさかのぼり、医療費総額が50,000円を超える月が6月以上ある場合は、「高額かつ長期」に該当します。該当の際は管轄の保健所へ自己負担限度額変更の申請をお願いします。

【指定医療機関の方へ】

上記「軽症高額該当」及び「高額かつ長期」の医療費証明として、この管理表を利用させていただきます。

自己負担額累計が上限に達した後も、医療費総額と医療費総額累積が上限に達した後も、医療費総額と医療費総額累積を管理票に記載例のとおり、記載を継続いただきますよう、ご協力をお願いします。

受給者氏名	
受給者番号	

※自己負担上限額管理票 記載例

令和 年 月分 自己負担上限額管理票				
記載例 月額自己負担上限額 10,000 円				
自己負担上限額に達した際の医療機関が、日付、医療機関名、担当者名を記載してく 記載例 月額自己負担上限額 10,000 円				
日付	医療機関等の名称	自己負担額	自己負担額累積	医療機関担当者名
		医療費総額	医療費総額累積	
8/23	〇〇クリニック			(担当名字)
8/1	〇〇病院	3,080	3,080	(担当名字)
		15,400	15,400	
8/7	〇〇薬局	400	3,480	(担当名字)
		2,000	17,400	
8/23	〇〇クリニック	6,520	10,000	(担当名字)
		38,500	55,900	
8/31	〇〇病院			(担当名字)
		15,400	71,300	
この医療機関での保険適用後の一部負担金額(2割相当額)は、7,700円であるが、受給者は6,520円を支払うことによって、当該患者の月額自己負担限度額である10,000円に達するので、当該欄には「6,520」と記入する。この場合、残額の1,180円は公費負担となります。受給者から、当該月の自己負担額の累積額が月額自己負担限度額に達した旨の記載のある管理表の提出を受けたと				